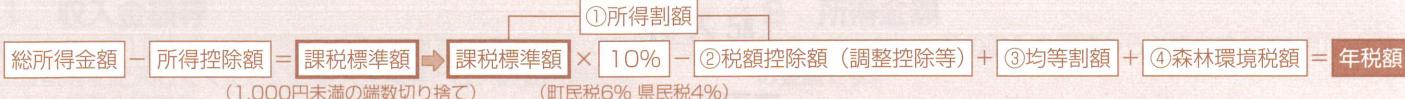


～町民税・県民税の算出方法～

※分離課税の所得は計算が異なります。



①所得割の税率

区分		町民税	県民税
総合課税分		6%	4%
分離 課 税 分	譲渡所得	長期 短期	3% 5.4% 2% 3.6%
	株式等譲渡所得	上場 未公開	3% 3% 2% 2%
	上場株式等の配当		3% 2%
	先物取引		3% 2%

※分離譲渡所得は、譲渡内容により軽減税率が適用されます。

②住宅借入金等特別控除

所得税の住宅借入金等控除を受けている平成26年から令和7年までの入居者について、(ア)(イ)のいずれか少ない方の金額を住民税所得割から税額控除。

(ア)住宅借入金等控除可能額のうち所得税で控除できなかった額

(イ)①所得税の課税総所得金額等の5% (97,500円が上限)

②【平成26年4月以降の入居者かつ、消費税が8%の場合】

所得税の課税総所得金額等の7% (136,500円が上限)

③【平成31年4月以降の入居者かつ、消費税が10%の場合】

所得税の課税総所得金額等の7% (136,500円が上限)。11年目以降は取得対価の2%の3分の1又は住宅借入金等の年末残高の1%のいずれか少ない額

④【令和4年1月以降の入居者の場合】

所得税の課税総所得金額等の5% (97,500円が上限)。

※令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、③と同じ控除限度額となります。

②調整控除（本人の合計所得金額が2,500万円以下の方）

合計課税所得金額が200万円以下の場合	「(住民税と所得税の) 人的控除額の差の合計額」と「合計課税所得金額」のいずれか少ない額の5%を控除
合計課税所得金額が200万円を超える場合	{(住民税と所得税の) 人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} × 5%を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円を控除

②配当控除（株式等による配当所得がある場合に適用）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

③均等割額（県民税のうち、500円は奈良県森林環境税）

町民税 年税額 3,000円 県民税 年税額 1,500円

④森林環境税額（個人住民税均等割に併せて徴収）

森林環境税(国税) 年税額 1,000円

③均等割の非課税基準（合計所得金額が下記の金額以下の方）

扶養親族等のない方	28万円+10万円
扶養親族等のいる方	28万円×家族数(本人・同一生計配偶者・16歳未満を含む扶養親族)+168,000円+10万円
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する方	135万円

改正になりました

◎令和6年度から適用される町民税・県民税の主な改正点は、次のとおりです。

●森林環境税・森林環境譲与税の創設

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税（国税）及び森林環境譲与税が新たに創設されました。

森林環境税は国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、令和6年度より、市町村において個人住民税均等割に併せて年額で1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年度から10年間、個人住民税均等割に年額で1,000円が加算されていましたが、令和5年度で加算期間が終了します。